

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教養教育の成果に関する具体的目標を達成するための措置

- ・新学習指導要領に対応した全学教育カリキュラムを作成し、これに沿ったシラバスを整備する。
- ・教育改善を目指したシンポジウムの開催と、学生の知的活動への動機付けを目的とした特色科目（教員と学生の合議による学生企画科目等）開設の検討を引き続き行う。
- ・平和学、長崎学に関するカリキュラムの充実を検討する。
- ・健康・スポーツ科学科目に関しては、現状のカリキュラムを継続しながら内容の充実を図る。
- ・授業と連携して、食事指導及び禁煙指導等を実施する。
- ・留学生のための日本語教育カリキュラム及びスタッフを充実させる。
- ・情報処理科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、共通基礎科目（教養セミナー）においてeラーニングの試用を引き続き推進するとともに、教材開発・教材選定等を行う。
- ・情報倫理教育のために導入した教材を活用して情報処理科目で情報倫理教育を更に推進する。
- ・外国語各種検定試験による単位認定制度を導入する。
- ・英語の習熟度別クラス編成の必要性や可能性について、検討を開始する。
- ・海外語学留学システム開設のための検討を開始する。
- ・少人数教育、情報処理教育及び語学教育のための講義室の整備について具体的検討に入る。

学士課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・優れた専門職業人育成という社会の要請に応えうる適正なカリキュラム編成を進めるとともに編成を終了した部局においては、カリキュラムの効果を検証するための方法を検討する。
- ・大学院を構成する基礎学部間での単位互換やカリキュラムの相互乗り入れの検討を進める。
- ・大学教育機能開発センターの機能を全学教育の実施と改善に十分活用できるようにプロジェクト主体の組織に改編するための検討を開始する。

大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・新しい修士課程を設置するための準備を進める。
- ・平成16年度に医歯薬学総合研究科に設置された英語による特別コースを国際化に積極的に利用する。
- ・授業内容と学位論文の高度化、学際化、国際化を推進するための具体的方策、制度を明確にする。
- ・世界レベルの成果を達成するための指導体制の整備を進める。

学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・キャリア教育の充実を図るとともに、産業界との連携を強化するための具体的方策のない学部においては、必要に応じて方策を作成する。
- ・海外派遣留学支援システムの構築に着手する。  
海外派遣留学奨学金構築の検討を開始する。  
協定校（覚書）の増。特に学生のニーズに合わせた学生交流協定の締結を推進する。
- ・平成16年度（平成17年度入試）における大学院進学率をチェックし、指導体制を改善する。
- ・医師・歯科医師・薬剤師・看護師、理学及び作業療法士など国家試験の合格が必要な職種については、部局ごとの目標を達成するための具体的方策を立てる。
- ・国等が認定する各種資格の取得状況を調査するとともに、資格取得を推奨し取得者数の増加のための検討結果を整理し、増加のための方策を立てる。

大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・各種資格取得のための教育・指導体制の点検結果に応じて、改善計画を立案する。
- ・大学院博士前期課程修了者の後期課程への、あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率向上策を立案する。
- ・ポスドクを継続して確保する。

- ・海外派遣留学支援システムの構築に着手する。  
海外派遣留学奨学金構築の検討を開始する。  
協定校（覚書）の増。特に学生のニーズに合わせた学生交流協定の締結を推進する。
- ・協定校大学院への進学システムの構築を検討するための委員会を設置する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・単位取得状況，進級や卒業研究着手状況，国家試験合格状況など，様々な教育成果達成指標に係るデータの収集・管理・分析システムの構築のための全学的体制の整備に着手する。
- ・学生による授業評価を継続する一方，現行評価システムの課題について検討を開始する。
- ・GPA等や単位取得状況，進級や卒業研究着手状況，国家試験合格状況，大学院進学状況など，様々な達成指標を用いて，教育の成果・効果を分析する。また，この分析結果を整理し，更なる教育改善を検討する。
- ・教育の成果・効果の検証を行うため，卒業後の社会への貢献度を調査する方法についての指針を作成する。

## （２）教育内容に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・平成16年度に検討・作成を終えた本学の入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを平成18年度入学者選抜要項（大綱）及びホームページに掲載し，周知する。
- ・アドミッションセンターの機能と役割を明確にし，入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立するため，検討を継続する。
- ・アドミッションセンターの先導組織としての機能を高めるために，二部門のうち一部門に任期制を適用する。

## （学士課程）

- ・本学共通のアドミッション・ポリシーに即して，平成16年度に見直し・点検・作成を終えた各学部のアドミッション・ポリシーを，平成18年度入学者選抜要項（大綱），各選抜方式の学生募集要項及びホームページに掲載し，周知する。
- ・平成16年度に検討・作成した入学者選抜の結果の「分析と評価の手法」に基づき，その結果の分析と評価を実施する。
- ・入学者選抜方式（前期日程，後期日程，推薦，AO入試等）ごとの適切な募集人員について検討を行う。
- ・平成15年度より導入された高等学校学習指導要領による受験者（平成18年度受験）に対して適切な個別学力検査が実施できるよう，高等学校のカリキュラム及び教科書の調査と分析・研究を引き続き行う。
- ・平成16年度に長崎県教育委員会との間で協議を進めた高大連携の在り方の検討に基づき，オープンキャンパス，出前講座，高校生のための公開講座などの高大連携事業を推進するとともに，その一層効果的な推進のため，県内高等学校教員と本学教員との協議組織を整備する。
- ・高校生を対象にした大学の講義の開放を，経済学部と県立東高等学校の間で試行的に実施する。
- ・ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を引き続き遂行する。
- ・入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するため，入学から卒業までの学生の修学状況，卒業後の進路状況について追跡調査する全学的体制の整備に着手する。

## （大学院課程）

- ・各研究科のアドミッション・ポリシーの見直し・点検・作成を行い，これを公表・周知する。
- ・各研究科の将来構想に基づき課程（コース）の増設の検討を進める。
- ・入学者選抜において，語学力，基礎学力等，研究遂行能力を総合的に評価する。
- ・生産科学研究科（博士後期課程）で秋季入学制度の導入を検討する。

## （学士課程・大学院課程共通）

- ・アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法を学内外により周知させるため，広報体制の整備のひとつとして平成16年度に開始した入試オフィスアワーを引き続き実施する。
- ・「高等学校との入試連絡会」に高校教諭や予備校関係者のみならず，保護者・受験予定者も参加

- 可能となるよう、入試連絡会の在り方を改める。
- インターネットの双方向性を活用した受験者、高校教諭、保護者等からの要望・照会等についての適切な対応方法の検討を引き続き行う。
- 留学生向け入試情報ホームページ（英・中・韓国語）を充実させる。
- 大学紹介CD・DVD（英・中・韓国語）を作成する。
- 諸外国に対する入試情報の提供、国内在留外国人に対する進学説明会の実施プロジェクトを創設する。
- 産学連携を強化し、関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れるための環境整備を引き続き実施する。
- 外国人留学生のための生活支援体制の充実を引き続き行う。
  - 外国人留学生奨学金設置に向けて検討を進める。
  - 企業宿舎の確保を推進する。
  - 国際交流会館（西町）の増設の具体的検討を行う。
  - 国際交流スペースにIT機器端末を整備充実する。
- 短期留学プログラムの充実に向けて、プログラムの点検評価を実施し、改善を行う。4月から点検評価を開始し、第3期（2006年10月～）に反映させる。
- 交換留学生プログラムの充実に向けて、プログラムの点検評価を実施し、改善を行う。
- 医歯薬学総合研究科内に、英語で授業を行う熱帯医学修士課程を平成18年度に設置するための準備に着手する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

（学士課程）

【全学教育】

- 大学教育機能開発センターにおいて、カリキュラムの点検に関する検討を開始する。
- 平成15、16年度に実施された英語能力試験の結果をもとに、大学教育機能開発センターと外国語専門委員会とが連携して、習熟度別クラス編成について検討を続ける。

【専門教育】

- 高等学校の学習指導要領の改訂に対応するために、平成18年度入学生のための新しい教育課程の準備を進め、シラバスを整備する。
- 中期計画に示されたカリキュラム編成上の次の4つの事項に留意しながら、引き続きカリキュラムの再検討を行う。
  - インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の教育の充実
  - 教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応、また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実
  - 資格認定・取得への対応
  - 学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度の整備
- 平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「特色ある初年次教育の実践と改善」を更に推進し、全国のモデルとなる初年次教育カリキュラム構築を目的として全学的な「教育マネジメント・サイクル」の実現に向け『教育マネジメントポータル』の試用を継続する。
- 平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し、全国のモデルとなる工学力教育を長崎大学から発信する。
- 平成16年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「地域と連携した実践型医学教育プログラム」を推進する。

（大学院課程）

- 各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、必要に応じて改善を進める。特に、基礎科目・境界領域の科目の配置について検討する。
- 博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラム編成へ向けた検討を進める。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

（学士課程）

- 履修登録単位数の上限設定の制度を設けた学部においては、教室外での自主学習促進策を進め

- る。未設定の学部においては、上限設定に関する検討を引き続き行う。
- ・少人数セミナー（教養セミナー）については、17年度以降も、現状のクラス規模を維持する（10名/授業）とともに、過去3年間の実績を踏まえ、指導方法の改善について検討を開始する。
  - ・可能な科目から多人数の講義をできるだけ削減し、授業の少人数化を目指す。
  - ・引き続き、シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について見直しを行い、その活用方法を工夫改善する。
  - ・予習・復習を確保できるようにシラバスで適切に指示する。
  - ・シラバスの電子化を進める。
  - ・携帯電話を用いて休講情報を確認できるシステムの運用を開始する。
  - ・学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、相談・助言・支援体制を充実させる。
  - ・留学生専門教育教員と留学生センター教員とが連携して留学生センター等が行う留学生支援業務に当たるためのシステムを構築する。
  - ・教育補助として大学院生によるTAを積極的に活用する。
  - ・eラーニングを推進する。
  - ・外国語科目のeラーニングコンテンツについて検討し、試用教材の開発を進める。

#### （大学院課程）

- ・きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制等の導入を継続する。
- ・大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援組織を整備する。
- ・英語による教育を充実させる。
- ・21世紀COEプログラムによる大学院生の海外実地調査研究への派遣を継続する。
- ・国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を継続するとともに、その実施状況を点検する。
- ・シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について見直しを行いその活用方法を工夫改善する。特に、シラバスの電子化と公開を進める。
- ・情報メディア基盤センターシステムの更新に合わせて、利用者端末の増設、マルチメディア学習環境等の整備を行う。
- ・教育実践を充実させるために、TAを有効に配置する。
- ・留学生専門教育教員と留学生センター教員とが連携して留学生センター等が行う留学生支援業務に当たるためのシステムを構築する。
- ・社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用等を更に充実させる。

#### 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策など

##### （学士課程）

- ・全学教育の授業形態や授業科目の特性に応じた到達目標と成績評価基準の検討と、ガイドラインの作成を開始する。また、ガイドラインに基づく授業マネジメントの方法を、大学教育機能開発センターによる全学教育対象FDプログラムで定着させる。
- ・GPA等や医・歯学部における統一共用試験の実施を継続する。
- ・卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を継続する。

##### （大学院課程）

- ・学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準をシラバスに記載する。
- ・学位授与率を点検し、必要に応じて指導体制を改善する。
- ・学位授与を円滑化するために、成績優秀者に対する早期修了制度を活用する。
- ・修了時において、特に優秀な成績を修めた学生、及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げた学生については、学長による表彰を継続する。

#### （3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

##### 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・必要に応じて、全学教育の実施体制を充実させる。

- ・技術職員等の支援内容と適切な配置を検討する。
- ・外国語（英・中・韓国語）に精通した事務職員の配置を進める。
- ・T Aの配置科目，予算配分基準，T A採用数を点検し，必要に応じて適正化を図る。

教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・講義室・演習室の有効活用を図るため，利用形態及び稼働率を調査し，その実態を把握する。
- ・図書館拡張整備の具体的な検討を行う。
- ・全学教育棟における施設・設備の効率的運用を推進するため，「情報処理教育」，「CALLを活用した外国語教育」，「初年次少人数セミナー」及び「自学自習」に対応できる統合型マルチメディア学習環境の整備に着手する。
- ・熱帯医学研究所研究実験棟改修工事において大学院生の研究室等を整備する。
- ・国際交流スペースにIT機器・端末を整備充実する。
- ・留学生の増加に対応して，留学生センターの拡充整備に向けた準備を開始する。
- ・学習図書館機能の充実を図るため，平成17年度のシラバス掲載図書を重点的に収集するとともに，利用者用端末を増設し，閲覧机，椅子及びグループ学習室を整備する。
- ・情報メディア基盤センターシステムの更新に合わせて，利用者端末の増設，マルチメディア学習環境等の整備を行う。
- ・中央図書館の開館時間延長を実施する。
- ・全学的に共用する教育研究スペースの利用体制を整える。
- ・部局内での教育研究スペースの共用を進める。
- ・携帯電話を利用した蔵書検索や利用案内等のサービスを充実させる。
- ・教員，院生に対して電子ジャーナルやデータベースに関する利用説明会を開催する。
- ・電子図書館的機能の基盤となる目録情報の遡及入力を継続する。
- ・附属図書館経済学部分館の武藤文庫及び医学分館の近世・近代医学史貴重資料の電子展示を拡充する。
- ・武藤文庫新発見資料の受入整理計画の策定を進める。
- ・学内研究紀要の附属図書館サーバによる正式公開と保存を開始する。
- ・幕末・明治期日本古写真データベースの内容を追加する。
- ・幕末・明治期の日本古写真に関するポータルサイトの構築に着手する。
- ・県内大学で創出された長崎学関係文献のデータベース化を継続して推進する。
- ・情報メディア基盤センターのシステムの更新に合わせて「長崎大学デジタルアーカイブス」構築用システムを導入し，学内外の主だった長崎関係情報資源を収集対象とする「長崎学デジタルアーカイブス」の構築を開始する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。
  - 学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法の開発に向け，研究に着手する。
  - 平成16年度に引き続き，全学教育，専門教育の授業科目について学生による授業評価を実施する。
  - 卒業生による教育に関する事後評価，企業等による大学教育に対する評価について平成18年度の実施に向けて検討を進める。
  - 水産学部及び工学部の一部においてJ A B E E 審査（中間審査を含む。）を受けるとともに，他組織においても外部評価に対する準備を進める。
- ・授業評価に関する以下の事業・業務を大学教育機能開発センターにおいて推進する。
  - 個々の教員に評価結果を通知するとともに，部局に評価結果データを提供する。
  - 評価結果をホームページにより適切に学内外へ公表する。
  - 評価結果を参考にした全学教育科目別の全学教育カリキュラム検討F D及びシラバス作成研修F Dを全学教育実施委員会主催で開催するとともに，改善案の提言を行う。
- ・特に高い評価を受けた教員に一層の向上を促すための方策を検討する。
- ・大学教育機能開発センターに「初年次教育研究開発部門」を設置し，「学生による授業評価」の自由記述部分の分析方法に係る研究開発，授業科目（講義形式）の効果的な教授法の授業実践を通じた研究を進める。
- ・各部局F D関連組織からの要請に応じたF Dプログラムの開発と支援の体制を継続するとともに，個別教員からの授業改善のための相談体制を整備する。

教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・教育改善委員会で決定した平成17年度全学FD年間計画（5回以上施行）を実行する。本年度は以下の点に重点を置く。
  - 全学教育科目ごとに新カリキュラム対応FDを全学教育実施委員会主催で行う。
  - FDの一環として公開授業を行う。
- ・教育の改善を不断に図る一助として，専門教育に関する各学部独自のFDを，引き続き開催する。
- ・オンライン型FDコンテンツを配信する。
- ・平成16年度までのFDの成果を評価し，結果をまとめて出版する。
- ・ホームページで平成16年度のFDプログラムの成果データを公表する。
- ・大学教育機能開発センターによる事業・業務を平成16年度に引き続き推進する。本年度は特に以下の点に重点を置く。
  - 環境科学部文理融合型環境教育カリキュラム共通科目における教育マネジメントサイクル確立への支援
  - 医学部保健学科離島実習前教育システム開発の支援
  - 工学部における工学教育初年次リメディアル教育モデルの開発と実践推進の支援
- ・特別教育研究経費による「初年次教育指導支援システムの構築」事業を推進するため大学教育機能開発センターに『初年次教育研究開発部門』を設け，次のプロジェクトを推進する。
  - 初年次教育指導支援システム構築
  - 初年次学生のためのラーニング・ティップス制作
  - 初年次教育国際共同研究
- ・マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツ開発の試行的運用を開始する。

全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

- ・工学部における補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう，関連大学・学部と協力して，教材や授業方法の改善を図るため，eラーニングのコンテンツ開発を推進する。
- ・全学教育に関しては，大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ，全学協力体制で実施する。
- ・大学教育機能開発センターに初年次教育のための学習指導支援を研究開発する組織を設置し，個々の初年次学生の変容過程データをもとに，学生に応じた学習指導が可能となる支援システム構築に向けた研究開発を推進する。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・複数学部に共通する授業科目等について，共同講義の実施を検討する。
- ・平和・多文化センターの機能の強化を進める。
- ・平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し，全国のモデルとなる工学力教育を長崎大学から発信する。
- ・高度薬剤師及び薬科学研究者養成を主目的とする，6年制及び4年制の並立実施に向けた薬学部の学部教育体制を整備する。それに連動して，臨床研究を主体とする博士課程及び創薬研究を主体とする博士前期・後期課程への大学院2体制の確立を進める。
- ・医学部臨床教育における離島医療研修プログラムについて，学生側並びに地域受入れ側との間での16年度実施結果に対する評価を実施し，必要な改訂を加える。また，同プログラムに参加する地域の拡大を図るとともに，保健学科との共修について検討する。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- ・学年担任制度，クラス担任制度，少人数担任制度，チューター制度，オフィスアワー制度，TA制度などを活用し，相談・助言・支援体制の整備を継続する。
- ・相談機能の向上を図るため，「学生何でも相談室」と学部等の相談員との連携を密にする工夫をする。
- ・学生個々の単位取得状況を把握するため，履修届，出席状況，単位履修確認などを追跡するための全学的体制の整備を進める。
- ・平成17年度の情報メディア基盤センターの機器更新に合わせて情報インフラを整備する。

- ・平成16年度に設置したeラーニングに関するWGで、IT支援学習体制について議論し、その整備を進める。

生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

- ・平成16年度に集計・分析した学生生活調査に基づき設定した重点支援方策を順次実施する。
- ・長崎大学後援会の援助を得て学生支援・就職支援を充実する。
- ・学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持
  - 学生相談体制について、学生への一層の周知を図る。
  - 各学部等における学生支援担当者と保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談者及び学生支援センター担当者による事例検討会を引き続き定期的に行う。
  - 各学部等における、休・退学、留年、不登校への対応を支援するための全学的なデータを収集・管理・分析する全学的体制の整備に着手する。
  - 学生何でも相談室とメンタルヘルス相談の在り方について検討する。
  - 学生のこころの健康保持に資するため学生間のピア・サポート導入を図る。
  - 海外留学（語学留学を含む。）、外国旅行（私事旅行）の届出制を確立する。（特に休学（留学）による留学先の把握体制）

- ・心身の健康保持・増進等の支援

平成16年度の定期健康診断受診率は学部学生、大学院生とも増加傾向を示したが、更なる向上を目指すとともに留学生（10月入学者）の受診率向上対策を検討する。  
長崎大学生生活協同組合等と大学との定期的協議の場を活用し、学生の福利厚生改善のために、健康に留意した食事を提供する環境を整備する。  
学生支援施設の整備について学生委員会で検討する体制構築を引き続き進め、整備計画を検討する。

- ・就職支援

就職何でも相談並びに就職情報支援システムの充実を図る。  
就職情報室を、ジョブ・カフェ又は活動支援の場として活用することを検討する。  
全学的就職指導体制を充実・強化するため、全学及び各学部の就職指導担当教員・職員等の会合を開き、大学内における就職支援の役割分担等を話し合う。  
外部（企業等）から講師を招き、キャリア教育を授業として引き続き実施する。  
各学部におけるキャリア教育を推進する。  
新入生段階から就職意識の醸成を図るために、3年生用の「就職のしおり」とともに新入生のための「就職のしおり」を引き続き作成する。  
企業向け大学案内を充実する。  
就職関係ガイダンスを充実するため、授業時間割との関係を工夫する。  
就職内定学生による下級生を対象とした自主的な就職支援活動について会場を提供するなど大学として支援する。  
長崎県と連携して留学生への就職指導・支援を充実させる。また、留学生のインターンシップへの参加を拡大するため、長崎県インターンシップ協議会等を通じて企業に働きかける。

- ・学生の自主的活動の支援

競技会・展覧会、学会等での優秀者及びボランティア活動等に対する学長表彰を引き続き充実させる。  
学生支援施設の整備案を検討し、順次整備を行う。

- ・経済的支援

学費免除制度の改定に伴い、免除制度の周知と円滑な運用を図る。  
TA、RA制度、研究支援員制度等による大学院生への経済支援の充実について検討する。

社会人及び留学生等に対する配慮

- ・社会人に対する配慮

社会人学生（現職教員）のための研修室確保に努める。  
シラバスに担当教員のEメールアドレスを記載することにより、社会人学生の学生相談体制、オフィスアワー機能を充実させる。

中央図書館の開館時間延長を実施する。  
携帯電話を利用した蔵書検索や利用案内等のサービスを充実させる。

- ・留学生に対する配慮  
学部の留学生専門教育教員を活用するとともに、チューター制度の充実を図る。  
国際交流スペースにIT機器端末を整備充実する。  
企業宿舎の確保を推進する。  
国際交流会館（西町）の増設の具体的検討を行う。  
不動産業協会への働きかけにより、低家賃の民間アパート等の確保を推進する。  
外国人留学生奨学金設置に向けて検討を進める。
- ・障害者に対する配慮  
施設のバリアフリー化を引き続き進める。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 目指すべき研究の方向性

- ・総合大学として本学が有する施設設備や研究組織、研究内容・方法の多様性を活用し、その特性を生かした学際的・総合的研究の推進及び重点的に育てようとする分野の研究の推進のためのグランドデザインを策定・公表するとともに、その実現に着手する。
- ・学内共同教育研究施設「環東シナ海海洋環境資源研究センター」を設置し、アジアや世界における当該分野での中核的研究拠点形成を目指して先端的・国際的研究を開始する。
- ・重点的に育てようとする研究分野への特別教育研究経費及び競争的外部資金の導入を支援する。
- ・引き続き、基盤的教育研究経費を確保するとともに、学長裁量経費により基礎的研究や萌芽的研究を支援する。

#### 大学として重点的に取り組む領域

- ・21世紀COEプログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」は前年度までの実績を更に発展させ、拠点形成を実現する。
- ・21世紀COEプログラム以外の重点プロジェクトの具体的推進戦略を策定する。
- ・長崎県特産魚種の幼生期の飼育・育成のために必要な個々の技術の産業化と、対象魚種のブランド化を推進する。

#### 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・シーズ情報の届出システムを構築する。
- ・公式ホームページ等によりシーズ情報を公開し、地場産業の振興を図るべく地域社会との連携を強化する。
- ・産学官連携組織「コラボ産学官」を拠点としたシーズ公開を通じて首都圏での産学連携の推進に着手する。
- ・共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を図る。
- ・長崎TLOへの役員参加、出資などにより、経営に参画し、技術移転の質的及び量的な実績を高める。
- ・学内研究施設・研究室の学外開放の検討を開始する。

#### 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・研究企画推進委員会を中心に、部局と連携して、人文、社会、自然、生命科学系それぞれの分野でのCOE研究水準、学内重点研究水準の検討を開始する。
- ・生命科学系では、SCI及びSSCI登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を前年度より増加させる。
- ・人文、社会、自然、生命科学系全ての分野で、前年度を凌駕する研究論文・著書など研究業績を挙げる。
- ・研究企画推進委員会において研究内容と成果の公開状況を把握し、社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける方法を検討する。
- ・民間産業関係者を対象にしたコラボ産学交流会を東京と長崎の2会場で開催し、工学部及び生産科学研究科の研究紹介を行う。



- ・ 2つの21世紀COEプログラム及びその他の重点領域の研究課題については、大学として研究の進展状況を調査・確認する。
- ・ 各部署においても上記項目等の検討によって共通認識となされた水準に従って研究の進展状況を評価する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 教職員再配置について中期計画期間中の見通しを確定する。また、外部資金による特任教職員（任期付き）の雇用に関する規程を整備し、雇用を推進する。
- ・ 国際共同研究のための海外からの専門家の招聘を推進する。
- ・ 大型の競争的外部資金獲得を支援・推進し、それによるポスドク採用を実現する。
- ・ 研究方針に沿った客員研究員、日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。
- ・ 継続してRAの雇用を推進する。
- ・ 技術職員等の支援内容と適切な配置を検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 重点研究課題への教育研究特別経費及び競争的外部資金の導入を支援する。
- ・ 引き続き、基盤的教育研究経費を確保するとともに、学長裁量経費により基礎的研究や萌芽的研究を支援する。
- ・ 2つの21世紀COEプログラムとその他の予算措置を受けた重点研究課題については、成果の報告を義務付けホームページに公表する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 研究施設・設備の充実を図るため、オープンラボ、インキュベーションラボの新增設に向けての検討を開始する。
- ・ 外部資金に付随する間接経費の使用の基本方針を確定し、当該研究推進のために有効支出する。
- ・ 学内共同教育研究施設等の予算基盤と支援事務組織を明確化し、全学的視点に立った整備・充実方策を策定する。
- ・ 学内共同教育研究施設等に設置される実験機器の共同利用の推進を図るため、各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。
- ・ 各種セミナー情報の配信を一元化するための情報網を整備する。
- ・ 電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、平成18年度以降の電子ジャーナル・各種データベースを含む学術情報資源拡充に向けての整備方策を検討する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 部局単位の知的財産ブランチ機能による独自の特許調査、発明発掘を始めとする戦略実行の拠点構築に着手する。
- ・ 知的財産管理ソフトによる出願及び権利情報の一元管理システムを構築する。
- ・ 利益相反ポリシーの浸透により、教員の社会貢献活動環境の整備を図る。
- ・ 学内教員・学生を対象とした「インキュベーター」としての機能を有す組織を共同研究交流センター内に設置するための検討を開始する。
- ・ 特許申請の増加を図る。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

・ 重点研究課題

研究企画推進委員会を中心に、重点研究課題として選定した研究課題に対する見直しと研究水準向上の支援のため、重点研究課題としての点検・評価基準を明確にする。

研究企画推進委員会において研究内容と成果を公開する方法を策定する。

2つの21世紀COEプログラム及びその他の予算措置を受けた重点領域の研究課題については、大学として研究の進展状況を調査・確認する。

・ その他の研究課題

教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施するためのデータの集積を継続する。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

- ・感染症関連競争的資金を獲得し，感染症研究拠点として国内の感染症関連共同研究を統轄する体制を構築する。
- ・感染症関連競争的資金によりベトナムとケニアに常駐型海外感染症研究拠点の構築を目指す。
- ・WHOとの緊密な連携により，放射線医療科学における国内及び国際共同研究を更に拡大する。
- ・熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。
- ・共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を図る。
- ・産学官共同研究及び大学発ベンチャー創設支援のためのインキュベーションラボ新設を構想し，実現の目処をたてる。
- ・民間産業関係者を対象にしたコラボ産学交流会を東京と長崎の2会場で開催し，工学部及び生産科学研究科の研究紹介を行う。
- ・生命科学研究支援拠点として，先導生命科学研究支援センターの機能と学内共同研究体制を整備する。
- ・東シナ海の環境資源保全のための国内共同研究体制構築を主導し，日中韓国際共同研究を開始する。
- ・学内共同教育研究施設等の予算基盤と支援事務組織を明確化し，全学的視点に立った整備・充実方策を策定する。
- ・長崎大学，鹿児島大学，琉球大学の3大学が連携して離島・へき地教育充実に関する研究を進める。

学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・21世紀COEプログラム「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」と連携し，感染症関連競争的資金によりベトナムとケニアに常駐型海外感染症研究拠点の構築を目指す。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

- ・附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するため，離島医療を推進するとともに，近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務を実施する。
- ・地域企業の技術者を対象とした高度技術研修を開講する。
- ・大学の知的活動を市民等に広報するために，医学資料室，熱帯医学資料展示室，薬用植物園，シーボルト記念植物園等の一般開放を継続するとともに，「総合経済」の市民開放，薬害被害などに関する公開講座，オープンキャンパスを継続実施する。
- ・地域教育支援のため，心の教育総合支援センターを新設する。
- ・公開講座が社会のニーズにより適切に応えたものとなるための講座評価に関する調査・研究を推進する。
- ・地方自治体と連携して地方自治体のニーズに応じた公開講座を開講する。
- ・地域の諸機関・団体等の要請に応じた公開講座を当該機関・団体等と連携して開講する。
- ・離島教育推進のために，附属教育実践総合センターの教育支援訪問システムを活用した授業，研修支援を継続し，さらに現職教員等に対する教育相談を引き続き実施する。
- ・小・中・高校の現職教員に対する再教育のため，研究会，科目等履修生制度，各種研修，セミナーを行う。
- ・教育訪問や教育支援，各種研修会・研究会の企画実施，各教育施設の開放や高大連携事業などを推進する。
- ・ながさき産学官netの運用に協力する。
- ・社会の要望に応えるため，国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。
- ・長崎関係史料・古写真資料その他本学の特色ある研究活動に必要な資料を収集する。
- ・附属図書館が所蔵する貴重資料の展示会を開催する。
- ・「長崎学デジタルアーカイブス」を構成するデータベースを維持し，コンテンツを追加する。
- ・貴重資料の修復保存計画案の段階的实施に着手する。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大するため，利用システムの検討を開始する。

- ・「産学官連携のための長崎県下大学等間ネットワーク」での連携の推進を図る。
- ・地域の公立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化のための方策について検討を継続する。
- ・県内他大学等研究機関からの長崎TLOへの役員参加と出資，会員加入などを推進する。

#### 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・発明届出システムと研究成果の機関帰属ルールの周知化を徹底する。
- ・知的財産データベース構築により，知的財産活用のツールとする。
- ・公式ホームページを活用して技術シーズを公開し，情報発信源としての機能を発揮する。
- ・部局単位の知的財産プラチ機能を整備し，部局独自の戦略実現が発揮できる発明発掘システムを構築する。
- ・知的財産本部専任教員等の知的財産活用戦略人材育成研修等への派遣を推進する。
- ・知的財産管理ソフトを導入し，知的財産データの一元管理を開始する。
- ・コラボ産学官を拠点とした首都圏での産学連携の推進に着手する。
- ・利益相反ポリシーの浸透により，教員の社会貢献活動環境の整備を図る。
- ・産学官連携の研究会情報を取りまとめ，共同研究交流センターのホームページ上で公開する。
- ・地域社会が主催するセミナー・シンポジウムに積極的に参加し，地域社会とのコミュニケーションを図るとともにニーズの蒐集に努める。
- ・共同研究等の健全かつ適正な実施のため，知的財産ポリシーの周知徹底を図るとともに，知的財産創出意識の育成活動を推進する。

#### 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・長崎大学が主催する国際学会議等を引き続き開催するとともに，その他の国際学会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学术交流協定締結を進める。また重点交流大学を選び，交流内容を実質化，高度化する。
- ・協定校への実地調査プロジェクトを創設する。（協定校の資料収集及び大学間の協力体制構築）
- ・海外留学説明会を充実する。
- ・17年度も引き続き海外先進教育研究実践支援プログラムの高採択率を維持する。
- ・サバティカル制度の検討を開始する。
- ・留学生指導部門の充実を行う。
- ・語学に堪能な職員の配置を進める。
- ・留学生後援会会員増のための方策を検討し実施するとともに学外への積極的なアプローチを行う。
- ・留学生特別健康診断（10月入学者）を確実に実施する。

#### 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・国際協力プロジェクトの推進と円滑な遂行に資するべく「国際研究協力戦略本部（ワンストップセンター）」を創設し，WHO，JICA等の国際貢献研究事業の受け入れを開始する。
- ・2つのCOEを中心に被ばく者治療と熱帯病・新興感染症の先端的研究を行うとともに，放射線被ばく者と途上国感染症対策への国際医療支援を推進する。
- ・感染症関連競争的資金によりベトナムとケニアに常駐型海外感染症研究拠点の構築を目指す。
- ・海外の日本研究の支援を強化するために「幕末・明治期日本古写真データベース」の内容（英語版での古写真の解説）を追加する。
- ・留学生センター交換留学生プログラムの一科目として「長崎の歴史と文化」を設け，それを基礎にライデン大学との共同プロジェクトについての調査を開始する。

## （2）附属病院に関する目標を達成するための措置

#### 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・「附属病院経営改善に関する行動計画」に基づき以下のことを実施する。
  - 患者サービスの向上（苦情・意見への迅速な対応，選択メニューの拡大）を図る。
  - セカンドオピニオン外来の新設を検討する。
  - 病床稼働率のアップを図る対策を講じる。
  - 手術件数の増加を図る。
  - 後発薬品の積極的採用を図る。

業務委託の推進を図る。

- ・県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)体制の構築について検討を開始する。
- ・医療の質を高めるため、クリティカル・パス(診療計画工程表)を充実させる。
- ・周辺病院との連携及び機能分担を推進し、DPC(入院医療の包括評価)に対応した疾患ごとの至適在院日数の実現を目指す。
- ・安全管理部の機能を更に強化し、高度な安全管理、品質管理体制の維持に努める。
- ・ISO(国際標準化機構)9001の規格要求事項に基づき医療サービスの継続的改善を図る。
- ・広報活動を充実させるため、診療内容、診療実績等の情報のホームページへの掲載に向けて継続検討する。
- ・将来改修が予定されている病院本館について、最先端医療に対応できるような改修プランの検討を開始する。
- ・病院長をサポートする副病院長体制を維持し、引き続き学外から経営の専門家を参画させるなど、病院長のリーダーシップの強化体制を継続する。
- ・診療部門別原価計算を実施し、経営面で寄与する診療部門に対して、予算、人員の重点配分を行う。
- ・SPD(包括的物流管理システム)方式の導入に向けて検討する。

良質な医療人養成の具体的方策

- ・医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE(客観的臨床技能評価法)とPBLチュートリアル(問題解決型学習)を引き続き実施する。歯学生に対して、歯科教育モデル・コア・カリキュラム-教育内容ガイドライン-に沿った臨床実習を行う。
- ・医学・歯学生に対して救命処置を含むプライマリケア(基本的診療能力)を重視した教育の充実に向けた取組を行う。
- ・医科系研修医について、平成16年度策定した卒後研修プログラムを平成18年度受入れ研修医に向けて見直しを行う。さらに、研修終了後の専門医養成コ-スを構築する。歯科について、平成18年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会で研修プログラムについて検討する。

研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策

- ・研究成果を医療へ反映させるため、各診療科が取り組む高度先端医療を評価する委員会の設置に向け検討する。
- ・他学部との共同研究により医療機器等の開発を目指す。
- ・治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させるため、治験コーディネーター部門を強化し、地域ネットワーク体制の実現化を図る。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・診療体制の活性化を図るため、病院所属の教員への任期制の適用を継続する。
- ・コメディカル職員の組織化(医療技術部)における効果を検討する。
- ・人事管理に客観性と透明性をもたせるため、能力・業績を中心とした人事考課の検討を開始する。
- ・病院長の下に一定の助手人員を確保するプールバンク制度の効果的な運用に関して検討する。

離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・離島医療支援の充実を図るため、卒後教育(2年次)に離島医療総合コ-スを組み込み実施する。
- ・地域医療連携センターを充実し、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を強化する。
- ・市民への医療・福祉の啓発のため、公開講座を企画開催する。
- ・患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」等に参加し、啓発・指導する。
- ・離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行う。

医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

- ・国際ヒバクシャ医療センターにおいて、国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等

- の検査・治療を推進する。また、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの構築を目指す。
- ・国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて継続検討する。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

#### 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・平成16年に整備した教育学部と附属学校園の協議に関する規定に従い、学期ごとに協議する。
- ・教育学部附属教育実践センターと附属学校4校園の定期的協議を継続し、引き続き教科の授業研究と教育実地研究について共同研究を行う。授業の共同研究については、教科の数的拡大を図る。
- ・教育学部教員と附属学校4校園教員との日常における交流を更に深め、教育学部学生の指導や援助、附属学校4校園におけるカリキュラムの編成、学習指導法の改善、学習材の開発、教育相談や発達相談、特別活動、特別支援教育等に関わる共同研究を充実させる。

#### 学校運営の改善に関する具体的方策

- ・学校評価、育友会、学校評議員会、学校公開を積極的に活用して、保護者や地域社会の意見や要望を学校運営に生かす努力を継続する。
- ・附属幼稚園内での保健指導の充実を図り、実施する。
- ・保育研究協議会等において保健部会を開催し、幼稚園における幼児保健教育の指導的役割を目指した活動を行う。
- ・教育実習体制充実を主な目的として、附属学校4校園において変形労働時間制を導入する。

#### 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・今後の入学者（入園者）選考の在り方について、教育学部を交え附属学校4校園で検討するための情報収集を行う。

#### 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・研修要項に従い、研修実施協議会及び研修実施運営委員会において当該教員の研修内容を検討し、適切に実施する。
- ・校内における現職教育研修改善に基づいて、附属学校4校園で現職教育研修を実施する。

#### 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・学長のリーダーシップの下で全学的経営戦略を機動的・効率的に企画・立案するための組織を設置する。

#### 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・学長と各理事間の連絡調整や情報共有化を円滑に進める等の支援業務を行う体制（仮称：学長支援室）を整備する。
- ・全学委員会について、学内コンセンサスの確保を含めそれぞれの業務内容を点検し、その改善・充実を図る。特に、法人化後新たに設置された全学委員会においては、初年度の審議内容を精査し、その機能を更に明確にする。
- ・教職員等のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映させるために、個々の大学構成員から意見聴取する場を設ける。
- ・引き続き学長裁量経費の確保を図るとともに、適切な財務管理や財務分析を行い、それに基づいて効率的・効果的に予算配分する仕組みを構築する。
- ・役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な連携体制の検討を進め、その仕組みを確立する。
- ・機能的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として合同委員会の設置を検討する。

#### 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部長等補佐体制の充実を図るとともに、教授会における審議事項の精選を進める。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・各役員を支援する役員支援室の在り方を見直す。
- ・新たな教育研究ニーズに対応する全学的な企画・支援業務を機動的・効率的・効果的に展開するため、教員と事務職員一体となった組織の構築を進める。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・学長のリーダーシップの下で教育研究、学生支援等の各種事業を、全学的な視点から戦略的に進めるための予算（学長裁量経費）の拡充を図る。
- ・大学高度化推進経費（学長裁量経費公募研究プロジェクト）のカテゴリー設定及び配分について検討し、先端的・萌芽的な研究・教育の課題に予算を注入するなど、学長裁量経費配分ルールの策定を進める。
- ・学長の下で、教職員定員を全学的定数として管理する体制の中で、中期的な教員再配置について検討する。また、外部資金による任期付き教職員の採用に関する制度を構築する。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・大学運営や学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みを検討する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・内部監査機能の充実を図るために、監査部門の強化を進め、定期的業務監査等及び支援体制を更に充実させる。

国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・大学運営の効率化を図るため、国立大学協会等の全国組織及び同協会九州支部等での活動を通じて、自主的な連携・協力体制の整備充実を進める。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・組織の設計・構築・再編等の改革を推進するに当たっては、適切な規模と構成のプロジェクトチーム、準備委員会等の弾力的組織を設置する。

教育研究組織の見直しの方向性

- ・教育研究の高度化を更に推進するため、医歯薬学総合研究科、生産科学研究科、経済学研究科の教育研究組織の更なる見直しを検討する。
- ・教員養成における専門職大学院について、中央教育審議会の答申を勘案して検討する。
- ・高度薬剤師及び薬科学研究者養成を主目的とする、6年制及び4年制の並立実施に向けた学部及び大学院の教育体制を整備する。
- ・医歯薬学総合研究科に新しい修士課程を設置するための準備を進める。
- ・学内共同教育研究施設「環東シナ海海洋環境資源研究センター」を設置する。

## 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員については、平成16年に決定した新個人評価基準に基づいたデータの蓄積を継続する。事務系職員については、新たな評価方法を策定する。
- ・大学への貢献度に応じた給与に係わるインセンティブ付与基準を明確化する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・新しい変形労働時間制の運用を開始する。
- ・兼業の許可基準を制定する。
- ・社会貢献を容易にするために、平成16年度に制度化した「休職に伴う代替職員処置等について」を運用する。
- ・外部資金等を活用した教職員の採用も含めて多様な採用形態を構築する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・任期制導入の必要性とそのため条件の検討に基づき、可能な組織について新たな任期制導入を進める。

- ・公募による教員選考の推進を継続する。

外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- ・外国人教師の新しい雇用形態の運用を開始する。
- ・次世代育成支援対策に係る行動計画に沿って、職員の育児休業制度の充実など雇用環境等の整備を進める。
- ・障害者の採用を容易にするために、バリアフリー等の働きやすい環境整備を継続する。
- ・高齢者等の雇用安定等に関する法律への対応を検討する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・長崎大学事務系職員の選考に関する規程を制定し、大学独自の選考基準による採用も可能とする。
- ・大学内の研修制度を充実させるとともに、国立大学法人等が協力して行う研修制度を利用する。
- ・国立大学法人等間での人事交流制度の運用を継続する。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的な方策

- ・中期長期的な視野に立った教職員の配置方針を策定する。
- ・法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を進める。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・各事務部門における16年度の業務改善目標の達成状況を調査・分析し、その結果を参考として、事務部門における効率化・合理化の実現に向けた行動計画を策定する。
- ・学生支援センターによる、学生への一括した迅速な対応と学生サービスの向上を図る。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業の検討を進め、当該業務処理の協力体制を構築する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・プロジェクトチームによる検討結果に基づき、アウトソーシング可能な業務については、民間委託を進める。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・産学官連携組織「コラボ産学官」を拠点としたシーズ公開を通じて首都圏での産学連携の推進に着手する。
- ・科学研究費補助金への全教員の応募を目指し、採択件数・交付金額を前年度より増加させる。
- ・長崎TLOの会員制を普及し、産学連携パートナー、地域企業等の入会増を図る。また、増資に際して、卒業生、他大学等の出資、取締役参加等呼びかける。
- ・科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを前年度より増加させる。
- ・科学研究費補助金など外部資金への応募と獲得へのインセンティブを新たに設定する。
- ・国際協力プロジェクトの推進と円滑な遂行に資するべく「国際研究協力戦略本部（ワンストップセンター）」を創設する。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・外部への貸出しを拡大するために、施設の効果的な運用を図り、ホームページ等を活用するなどして情報提供を行う。
- ・知的財産本部を中心に優良特許の申請件数増とライセンス契約増を図る。
- ・大学の商標を活用したグッズの開発について検討する。
- ・公開講座の受講者の確保を図るため、社会や地域のニーズを踏まえたものとなるよう見直しを行うとともに、ホームページ等を活用するなどして積極的に情報提供を行う。
- ・収入を伴う事業を一層進めるため、インセンティブの導入を図る。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### 管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・人件費の更なる適正化を進めるため、組織及び業務の分析を行う。
- ・情報のデータベース化と既存書類の電子化に関する行動計画を作成し、経費の削減を進める。
- ・業務の見直し及び効率化に関する行動計画を作成し、光熱水料等管理費の低減を進める。
- ・光熱水料等の管理的経費の抑制を一層進めるため、インセンティブの導入を図る。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

### 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・施設の効果的・効率的運用を図るため、利用形態及び稼働率を調査し、その実態を把握する。
- ・熱帯医学研究所研究実験棟改修工事でオープンラボ等共用スペースとして20%を確保するように努める。
- ・長期にわたる施設の効果的な活用を図るため、総合的な安全点検を行い、老朽化した施設の改善等を実施する。
- ・文教キャンパスにおける交通の動線調査結果を基に、入構規制による駐車整理について具体的な検討を行う。
- ・部局単位の知的財産ブランチ機能を整備し、部局独自の戦略実現が発揮できる知財発掘システムを構築する。また、公式ホームページを活用して知財シーズ情報を発信する。

### 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

## 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

### 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・全学的評価委員会である長崎大学大学評価委員会の見直しを進めるとともに、今後の国立大学法人評価や認証評価に対応できる自己点検・評価体制を構築する。
- ・自己点検・評価を実施するための評価の観点及び根拠となるデータ項目の策定を進める。
- ・各部局においては全学的自己点検・評価組織との緊密な連携の下に適切な評価が実施できる体制の整備を進める。
- ・自己点検・評価を適切に実施するための根拠資料やデータ等を集積する「評価基礎データベース」の構築を進め、試験運用を行う。

### 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・評価結果に対する具体的改善方策とその達成状況の確認並びに公表を行うための体制整備に関する検討を開始する。

### 外部評価等

- ・国立大学法人評価委員会及び認証評価機関による第三者評価のほか、J A B E E 評価等、外部の機関、有識者による評価の実施に向けた対応も図る。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

### 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・CD等補助的な手段を用いるなどして、大学ホームページの英語版の一層の充実を図るとともに、中国語版、韓国語版についても充実させる。
- ・大学ホームページの維持管理体制を充実させつつ、社会の求めに迅速に対応することができるよう、ホームページのコンテンツの改良を行う。

### 学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのため体制整備

- ・既存の学位論文及び科研費報告書の書誌情報のデータベース化を推進する。

### その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

## 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

### 施設等の整備に関する具体的方策

- ・施設等の整備及び有効活用に関する行動計画の検討を開始する。
- ・大学にふさわしい施設の整備計画の策定を進める。
- ・病院施設の老朽化・狭隘化等を解消し、長崎県における中核医療機関としての役割、先端医療の先駆的役割を果たすため、機能的で先端的な医療が提供でき、かつ患者の住環境改善に配慮



した新病棟・診療棟の工事を確実に進める。また、継続して病院本館改修基本計画の具体的な検討を行う。

- ・学生顧客主義に基づき、学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を進める。
- ・障害者のための一層のバリアフリー化を推進する。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・施設データベースを活用して、施設の利用状況等を公開し、施設利用者の施設有効活用に関する意識の啓発に努める。
- ・大型設備の全学的な効率的・効果的運用を図るため、利用状況の実態を調査する。
- ・省エネルギー・省資源対策として、引き続き、学生・教職員に対してエネルギー使用量の公開や、省エネルギーへの意識啓発のためのポスター作りを行い、学内に周知する。
- ・長期にわたる施設の効果的な活用を図るため、総合的な安全点検を行い、老朽化した施設の改善等を実施する。
- ・文教キャンパスにおける交通の動線調査結果を基に、案内板等設置の整備計画の検討を引き続き行う。
- ・良好なキャンパス環境の維持と、構内環境美化に対する意識の向上を図るため、学生・教職員による全学的なキャンパス清掃を行い、美しいキャンパス作りを推進する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・衛生管理者数を増やすなど、労働安全衛生体制の強化を図る。
- ・安全衛生教育のための安全管理教育プログラムを活用して、教職員に対する安全教育を行う。
- ・職員の健康診断受診率を増加させる。
- ・職員のメンタルヘルス及び健康増進対策を検討する。
- ・環境マネジメントのために、長崎大学共同研究交流センター環境安全マネジメント部門の役割を明確にする。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・オリエンテーションにおける安全・衛生、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等に関する説明を充実させる。
- ・入学試験時の災害発生に対する対応を徹底させる。
- ・学生実習・実験の安全に関する教育を適切に実施する。
- ・附属学校園の幼児、児童、生徒の安全を確保するために行った緊急措置に基づき、その適正な運用を図る。さらに、キャンパスの異なる附属養護学校は単独で、附属幼稚園・附属小学校・附属中学校では共同しての避難訓練を実施し、危機管理を徹底する。
- ・附属学校4校園（附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属養護学校）の児童生徒が安全かつ円滑に学校施設を利用できるよう、緊急警報システム等を整備し、安全対策の向上を図る。

核燃料物質、R I 及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質、R I、毒劇物及び病原体等の使用状況等を検証する。
- ・「P R T R法」への対応を継続する。
- ・放射線安全管理の改善・充実を図るために全学の放射線施設の放射線取扱主任者によって構成する協議会を作る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

42億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

- ・練習船鶴洋丸及び実習船鶴水は、新規実習船建造に伴い譲渡する。
- ・附属病院病棟・診療棟整備に伴う公共水路の付替のため、敷地の一部を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院病棟・診療棟(軸 )に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。
- ・「放射線治療・高精度外部照射システム」に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
附属病院病棟・診療棟(軸 )	総額 6,416	施設整備費補助金 (1,228)
附属病院病棟・診療棟(軸 )		船舶建造費補助金 ( 0)
小規模改修		長期借入金 (5,120)
放射線治療・高精度外部照射システム		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 ( 68)

(注) 1. 「施設整備費補助金」のうち、平成 17 年度当初予算額 562 百万円、前年度よりの繰越額 666 百万円

2. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

#### \* 採用方針

必要な人材を確保するために、採用形態の多様化を進める。教員選考に当たっては、公募等による人材登用、外部資金を活用した採用等を推進し、国内外から広く優秀な人材を採用する。事務系職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、長崎大学事務系職員の選考に関する規程を制定して大学独自の選考基準で採用することも可能とする。女性、外国人、障害者に対しては、働きやすい環境・制度の整備を進める。

#### \* 雇用方針

インセンティブ付与基準の明確化、適正な事務組織の再編、必要に応じての任期制の導入、変形労働時間制の充実等を進めるとともに、平成 16 年度に決定した「休職に伴う代替職員処置等について」を利用して社会貢献活動を容易にする。また、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置に関する方針を策定する。これらの取組を通じて、学内の人的資源の有効活用と全体的な人件費の適切な管理を進める。

#### \* 人材育成方針

教員に対しては法人化以前から存在した研修制度に加えて、新たに制定した研究休職制度を

運用するとともに、ファカルティ・ディベロップメントを充実して教育・研究能力の一層の向上を図る。事務系職員についても、職務に応じて法人内、九州地区及び全国規模の研修により職務遂行力の向上を図る。

\* 人事交流

出向制度等を利用して多様な人事交流を進める。事務職員については、「九州地区国立大学法人等職員人事交流協定」を運用して、他の国立大学法人等と連携して計画的な人事交流を行う。

(参考1) 平成17年度の常勤職員数 1,735人  
また、任期付職員数の見込みを 504人とする。  
(参考2) 平成17年度の人件費総額見込み 21,401百万円

1. 予算

平成17年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,086
施設整備費補助金	1,228
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,154
国立大学財務・経営センター施設費交付金	68
自己収入	19,925
授業料及入学金検定料収入	5,397
附属病院収入	14,412
財産処分収入	0
雑収入	116
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,795
長期借入金収入	5,120
計	46,376
支出	
業務費	35,383
教育研究経費	19,691
診療経費	13,503
一般管理費	2,189
施設整備費	6,416
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,795
長期借入金償還金	2,782
計	46,376

(注)

1. 「運営費交付金」のうち、平成17年度当初予算額16,773百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額313百万円
2. 「施設整備費補助金」のうち、平成17年度当初予算額562百万円、前年度よりの繰越額666百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額21,401百万円を支出する。(退職手当は除く)

## 2. 収支計画

### 平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	38,508
經常費用	38,508
業務費	35,617
教育研究経費	4,126
診療経費	7,353
受託研究費等	911
役員人件費	146
教員人件費	12,746
職員人件費	10,335
一般管理費	920
財務費用	451
雑損	0
減価償却費	1,520
臨時損失	0
収入の部	39,264
經常収益	39,264
運営費交付金	16,799
授業料収益	4,605
入学金収益	636
検定料収益	156
附属病院収益	14,412
受託研究等収益	911
寄附金収益	857
財務収益	0
雑益	133
資産見返運営費交付金等戻入	85
資産見返寄附金戻入	65
資産見返物品受贈額戻入	605
臨時利益	0
純利益	756
目的積立金取崩益	0
総利益	756

## 収支計画において、損益が均衡しない理由

(要因1)

費用の部の減価償却費の中には、法人化当初に附属病院の建物及び診療用高額機器(以上、従来の財投分)の借金分として、債務を承継しておりますが、これらの固定資産の減価償却費も費用として計上されている。(737百万円)

収入の部の附属病院収益には、前記債務の償還元金(利息は費用の部の財務費用)が含まれている。(1,176百万円)

$$1,176\text{百万円} - 737\text{百万円} = 439\text{百万円}\cdots(A)$$

(要因2)

収入の部の附属病院収益にて取得される固定資産は貸借対照表に計上されており、見返勘定が立たない。(345百万円)

費用の部の減価償却費の中には、収入の部の附属病院収益により取得された資産の減価償却費が含まれている。(28百万円)

$$345\text{百万円} - 28\text{百万円} = 317\text{百万円}\cdots(B)$$

よって、 $(A) + (B) = 756$ 百万円が利益として計上されている。

### 3 . 資金計画

#### 平成 1 7 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	49,932
業務活動による支出	36,468
投資活動による支出	7,126
財務活動による支出	2,782
翌年度への繰越金	3,556
資金収入	49,932
業務活動による収入	38,493
運営費交付金による収入	16,773
授業料及入学金検定料による収入	5,397
附属病院収入	14,412
受託研究等収入	911
寄付金収入	884
その他の収入	116
投資活動による収入	2,450
施設費による収入	2,450
その他の収入	0
財務活動による収入	5,120
前年度よりの繰越金	3,869

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	720人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	情報文化教育課程	240人
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,450人
	・夜間主コース	240人
医学部	医学科	590人 (うち医師養成に係る分野 590人)
	保健学科	452人
歯学部	歯学科	330人 (うち歯科医師養成に係る分野 330人)
薬学部	薬科学科	320人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	320人
	情報システム工学科	200人
	構造工学科	160人
	社会開発工学科	200人
	材料工学科	200人
	応用化学科	200人
	各学科共通	40人
環境科学部	環境科学科	580人
水産学部	水産学科	440人
教育学研究科	学校教育専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 64人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	6人 (うち博士後期課程 6人)
生産科学研究科	機械システム工学専攻	54人 (うち博士前期課程 54人)
	電気情報工学専攻	104人 (うち博士前期課程 104人)
	環境システム工学専攻	64人 (うち博士前期課程 64人)
	物質工学専攻	54人 (うち博士前期課程 54人)
	水産学専攻	84人 (うち博士前期課程 84人)
	環境共生政策学専攻	16人 (うち博士前期課程 16人)
	環境保全設計学専攻	34人 (うち博士前期課程 34人)
	システム科学専攻	34人 (うち博士後期課程 34人)
	海洋生産科学専攻	47人 (うち博士後期課程 47人)
	物質科学専攻	43人 (うち博士後期課程 43人)
	環境科学専攻	16人 (うち博士後期課程 16人)



医歯薬学総合研究科	医療科学専攻	306人 (うち博士課程 306人)
	新興感染症病態制御学系専攻	90人 (うち博士課程 90人)
	放射線医療科学専攻	44人 (うち博士課程 44人)
	生命薬科学専攻	175人 〔うち博士前期課程 106人 博士後期課程 69人〕
附属小学校	840人 学級数 21	
附属中学校	600人 学級数 15	
附属養護学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	160人 学級数 5	